

はじめに

下布田遺跡は、古くから土器片や石鏃が採集できる場所として知られ、昭和年間に行われた発掘調査により、縄文文化から弥生文化へと移行する縄文時代晩期の重要遺跡として評価され、昭和62年、国史跡に指定されました。

その後、遺跡の広がりを確認するための範囲確認調査を実施した結果、平成17年以降、3度にわたり史跡の追加指定がなされ、史跡の一体的な保護が図られるようになりました。平成8年度から史跡の公有化事業も継続的に進め、史跡面積に対する公有化率は93%に達しています。

調布市教育委員会では、わが国における貴重な文化遺産である史跡下布田遺跡を適切に保存し、確実に後世へ継承するため、史跡の保存活用計画を平成31年3月に策定しました。

本整備基本計画は、縄文時代晩期の集落遺跡である下布田遺跡を「ふるさと調布への愛着を育む史跡公園」として開園することを目指して策定します。下布田遺跡をとりまく諸課題を的確に把握し、開園までの事業工程を見通しつつ、整備内容の具体化を図るものです。下布田遺跡の確実な保存と、歴史的価値の顕在化、様々な活用方法等について、各個別計画において明示しました。

史跡範囲に含まれる布田崖線の豊かな自然環境は、市街化が進み樹林地・草地等が著しく減少している調布市において、希少な緑地です。下布田遺跡の整備は、市域全体の環境保全にも関連し、緑の保全にも寄与するものです。下布田遺跡が公園として整備されることで、縄文時代に思いをはせると同時に、市民をはじめ多くの人に愛される、自然豊かなふるさと調布の地域資源となるよう、整備事業を推進してまいります。

本計画の策定にあたりましては、市民ワークショップ、パブリックコメント等、多くの市民に参加いただき貴重な御意見をお寄せいただきました。今後も市民の皆様とともに、整備テーマに掲げた「縄文のふるさと」を育む取組みを進めてまいります。

結びに、きめ細かい御指導、御助言を賜りました整備基本計画策定委員会の皆様、文化庁並びに東京都教育庁をはじめとする関係各所の皆様に、心よりお礼申しあげます。

令和3年3月

調布市教育委員会
教育長 大和田 正治

例 言

1. 本書は、東京都調布市布田6丁目に所在する「国史跡下布田遺跡（くにしせきしもふだいせき）」の整備基本計画である。
2. 本計画の策定は、調布市教育委員会が主体となり、令和元年度・2年度の2か年にわたり、国庫補助事業として実施した。
3. 本計画は、調布市教育委員会が令和元年度に設置した、「国史跡下布田遺跡整備基本計画策定委員会」（会長：木下正史）における2か年の協議によりまとめられ、調布市教育委員会が編集・発行するものである。
4. 本計画の策定に係る事務は、調布市教育委員会郷土博物館が担当し、計画検討に関する業務の一部について株式会社文化財保存計画協会に委託した。
5. 本計画の策定にあたり、文化庁文化資源活用課、東京都教育庁地域教育支援部管理課より指導・助言をいただいた。

目 次

第 1 章 整備計画策定の経緯と目的	1
第 1 節 計画策定の経緯	
第 2 節 計画の目的	
第 3 節 計画の対象範囲	
第 4 節 委員会等の開催	
第 5 節 他の計画との関係	
第 2 章 計画地の現状	6
第 1 節 調布市の市勢	
第 2 節 調布市の自然環境	
第 3 節 調布市の歴史的環境	
第 4 節 調布市の社会的環境	
第 3 章 史跡下布田遺跡の概要	22
第 1 節 史跡指定・追加指定	
第 2 節 発掘調査の成果	
第 3 節 下布田遺跡の管理・活用状況	
第 4 節 史跡の公開活用のための諸条件	
第 5 節 整備にかかる課題の整理	
第 4 章 基本方針	55
第 1 節 整備テーマの設定	
第 2 節 基本方針	
第 5 章 整備基本計画	57
第 1 節 整備ゾーニングの設定	
第 2 節 遺構保存計画	
第 3 節 動線計画	
第 4 節 地形造成	
第 5 節 遺構の表現	
第 6 節 修景および植栽	
第 7 節 案内・解説施設	
第 8 節 管理施設	

第9節 ガイダンス施設

第10節 周辺文化財等との連携

第11節 整備事業に必要な調査等

第12節 公開・活用に関する計画

第13節 管理・運営に関する計画

第14節 事業計画

- 史跡下布田遺跡整備計画 鳥瞰図
- 調布市国史跡下布田遺跡整備基本計画策定委員会設置要綱